

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和2年2月6日(2020.2.6)

【公開番号】特開2019-206190(P2019-206190A)

【公開日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-049

【出願番号】特願2019-159208(P2019-159208)

【国際特許分類】

B 3 2 B	27/00	(2006.01)
B 3 2 B	7/06	(2019.01)
B 3 2 B	27/36	(2006.01)
B 3 2 B	27/18	(2006.01)
B 3 2 B	7/025	(2019.01)
G 06 F	3/041	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	27/00	B
B 3 2 B	7/06	
B 3 2 B	27/36	
B 3 2 B	27/18	Z
B 3 2 B	7/025	
G 06 F	3/041	4 9 5

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

仮支持体と、

硬化性である硬化性樹脂層と、

保護フィルムと、

をこの順で有し、

前記硬化性樹脂層が単層であり、

前記保護フィルムの酸素透過係数が $100 \text{ cm}^3 \cdot 25 \mu\text{m} / \text{m}^2 \cdot 24 \text{ 時間} \cdot \text{atm}$ 以上であり、

前記保護フィルムの前記硬化性樹脂層側の面の表面粗さ Ra が $5 \sim 60 \text{ nm}$ である、転写フィルム。

【請求項2】

仮支持体と、

硬化性である硬化性樹脂層と、

保護フィルムと、

をこの順で有し、

前記保護フィルムの酸素透過係数が $100 \text{ cm}^3 \cdot 25 \mu\text{m} / \text{m}^2 \cdot 24 \text{ 時間} \cdot \text{atm}$ 以上であり、

前記保護フィルムの前記硬化性樹脂層側の面の表面粗さ Ra が $5 \sim 60 \text{ nm}$ である、転写フィルム；

ただし、下記の転写フィルム(1)を除く；

転写フィルム(1)：

仮支持体と、第一の硬化性透明樹脂層と、該第一の硬化性透明樹脂層に隣接して配置された第二の硬化性透明樹脂層とをこの順で有し、前記第二の硬化性透明樹脂層の屈折率が前記第一の硬化性透明樹脂層の屈折率よりも高く、前記第二の硬化性透明樹脂層の屈折率が1.6以上である転写フィルム。

【請求項3】

仮支持体と、
硬化性である硬化性樹脂層と、
保護フィルムと、
をこの順で有し、

前記保護フィルムの酸素透過係数が $100\text{ cm}^3 \cdot 25\text{ }\mu\text{m} / \text{m}^2 \cdot 24\text{ 時間} \cdot \text{atm}$ 以上であり、

前記保護フィルムの前記硬化性樹脂層側の面の表面粗さRaが $5 \sim 60\text{ nm}$ であり、
前記保護フィルムが王子エフテックス(株)製のアルファン(登録商標)E-201F
である、転写フィルム。

【請求項4】

仮支持体と、
硬化性である硬化性樹脂層と、
保護フィルムと、
をこの順で有し、

前記保護フィルムの酸素透過係数が $100\text{ cm}^3 \cdot 25\text{ }\mu\text{m} / \text{m}^2 \cdot 24\text{ 時間} \cdot \text{atm}$ 以上であり、

前記保護フィルムの前記硬化性樹脂層側の面の表面粗さRaが $5 \sim 60\text{ nm}$ であり、
前記保護フィルムの引張強さがMD方向で $140 \sim 150\text{ MPa}$ かつTD方向で $300 \sim 330\text{ MPa}$ であり、

前記保護フィルムの破断伸びがMD方向で $185 \sim 215\%$ かつTD方向で約 60% で
あり、

前記保護フィルムの加熱収縮率がMD方向で $1.5 \sim 2.0\%$ かつTD方向で $0.5 \sim 1.0\%$ で
あり、

前記保護フィルムのヘーズが $0.3 \sim 0.4\%$ である、転写フィルム。

【請求項5】

前記保護フィルムの酸素透過係数が $5000\text{ cm}^3 \cdot 25\text{ }\mu\text{m} / \text{m}^2 \cdot 24\text{ 時間} \cdot \text{atm}$ 以下である、請求項1～4のいずれか一項に記載の転写フィルム。

【請求項6】

前記保護フィルムの厚みが $10 \sim 75\text{ }\mu\text{m}$ である、請求項1～5のいずれか一項に記載の転写フィルム。

【請求項7】

前記硬化性樹脂層がネガ型材料である、請求項1～6のいずれか一項に記載の転写フィルム。

【請求項8】

前記硬化性樹脂層が、重合開始剤、重合性化合物およびバインダーポリマーを含む、請求項1～7のいずれか一項に記載の転写フィルム。

【請求項9】

前記重合性化合物がトリシクロデカンジメタノールジアクリレートを含む、請求項8に記載の転写フィルム。

【請求項10】

前記重合性化合物が2種類以上の重合性化合物を含む、請求項8または9に記載の転写フィルム。

【請求項11】

前記バインダーポリマーがアルカリ可溶性樹脂である、請求項8～10のいずれか一項に記載の転写フィルム。

【請求項12】

前記バインダーポリマーがメタクリル酸に由来する構成単位を有する、請求項8～11のいずれか一項に記載の転写フィルム。

【請求項13】

前記バインダーポリマーがメタクリル酸に由来する構成単位およびメタクリル酸メチルに由来する構成単位を有する、請求項8～12のいずれか一項に記載の転写フィルム。

【請求項14】

前記重合開始剤が、エタノン、1-[9-エチル-6-(2-メチルベンゾイル)-9H-カルバゾール-3-イル]-, 1-(0-アセチルオキシム)を含む請求項8～13のいずれか一項に記載の転写フィルム。

【請求項15】

請求項1～14のいずれか一項に記載の転写フィルムの前記硬化性樹脂層を硬化してなる硬化膜。

【請求項16】

請求項15に記載の硬化膜を有する、静電容量型入力装置。